

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本管財ホールディングス株式会社		コード	9347
提出日	2025/5/29		異動（予定）日	2025/3/28
独立役員届出書の提出理由	「選任の理由」における兼務の記載の変更等（追記）。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	乾 新悟	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	山下 義郎	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	小菅 康太	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	岡田 貴子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		乾光海運株式会社の代表取締役、乾汽船株式会社の顧問及び株式会社PALTACの社外取締役であり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監視を行っていただいていることから、また当社グループの持続的な企業価値向上に貢献いただいていることから、当社と同氏、乾光海運株式会社、乾汽船株式会社及び株式会社PALTACとの間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、その独立性に特段の問題はないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
2		株式会社カシワグループの代表取締役、株式会社カシワテックの代表取締役社長、株式会社シーメイトの取締役会長及び尾道造船株式会社の社外監査役であり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監視を行っていただいていることから、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献いただいていることから、当社と同氏、株式会社カシワグループ、株式会社カシワテック、株式会社シーメイト及び尾道造船株式会社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性に特段問題ないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
3		株式会社コスガの家具の代表取締役社長であり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監視を行っていただいていることから、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献いただいていることから、当社と同氏及び株式会社コスガの家具との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性に特段問題ないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
4		岡田貴子公認会計士・税理士事務所の代表、イチカワ株式会社の社外監査役、RUN.EDGE株式会社の社外監査役及び株式会社すかいらーくホールディングスの社外取締役監査等委員であり、公認会計士、税理士としての専門的知識及び豊富な経験を有していることから、専門家としての豊富な知識を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただいていることから、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献いただいていることから、当社と同氏、岡田貴子公認会計士・税理士事務所代表、イチカワ株式会社、RUN.EDGE株式会社及び株式会社すかいらーくホールディングスとの間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の業務執行者等ではなく、独立性に特段問題ないと考えております。以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと考え、独立役員として選任しております。
5		

4. 指定理由

(1)独立役員の兼任状況に変更（兼任している会社の追加）が生じたため、記載を修正いたしました。 岡田貴子氏・すかいらーくホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員を追記
(2)各氏の選任の理由について、これまで、2023年4月の会社設立時点での内容に基づき「選任いたします」等と記載しておりましたが、その後2年間が経過したため、現状に合わせて「選任しております」等の表現に変更しました。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。